

2018 年 6 月 1 日

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
農林水産省

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における 食材調達に関する取組方針

「東京 2020 大会における飲食提供に係る基本戦略（以下、飲食戦略）」（2018 年 3 月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」）においては「東京 2020 大会の飲食提供においては、予算の範囲内で国産食材を優先的に活用する。」、また、「被災地で生産された食材を活用したメニューを各ステークホルダーに提供することで、高品質の食材を生産できるまでに復興した現在の被災地域の姿の発信に寄与していく。」と記載されている。

一方、「持続可能性に配慮した調達基準」を満たした国産や被災地産の食材を積極的に調達するためには、産地名等の情報を飲食提供の場において発信することが重要である。このため、東京 2020 組織委員会に対し、産地名等の表示ができるようにすることを確認したところである。

大会本番における「飲食戦略」に基づいた上記の取組を実現させるため、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局及び農林水産省は、東京 2020 組織委員会と連携し、国内の産地における供給可能な食材名、量、認証の種類などの詳細な情報を収集する。また、これらの取組を通じて、GAP 等の認証取得等の動きを後押しすることにもつなげていく。



東京2020大会における飲食提供に係る基本戦略

【概要版】

2018年3月

飲食提供に係る基本戦略の概要

1 飲食戦略が目指すもの

○東京2020が飲食提供を通して目指すもの

参加選手が良好なコンディションを維持でき、競技において自己ベストを発揮できる飲食提供を実現することを目標とし、その達成に向けては、大会に向けて以下に取り組むとともに、大会後も含めて日本の食の分野におけるこれらの一層の進展を後押しする。

- ① 東京2020大会における食品衛生、栄養、持続可能性等への各種配慮事項を網羅した飲食提供に努めることで、生産・流通段階を含めた大規模飲食サービスの対応力の向上を図る。
- ② 食品の安全については、東京2020大会が盛夏の時期に開催されることに十分配慮した食中毒予防対策を講じるとともに、国際標準への整合も含め、先進的な取組を推進する。
- ③ 持続可能性については、従来から培われてきた生産から消費までの信頼に加え、認証やこれに準ずる取組による国際化への対応を促進する。また、食品廃棄物の抑制に向けた取組を推進する。
- ④ 日本の自らの食文化の良さを改めて理解し、発信するきっかけとする。また、食文化の多様性に配慮しつつ、外国人が受け入れやすい日本の食による「もてなし」を追求する。

2 大会の規模

○大会の期間

- ・ 第32回オリンピック競技大会：
2020年7月24日（金）～8月9日（日）
- ・ 東京2020パラリンピック競技大会：
2020年8月25日（火）～9月6日（日）

○大会の会場（主な飲食提供場所）

選手村、IBC/MPC、約40の競技会場 等

○ステークホルダーの人数（オリ/パラ 想定）

- ・ 選手及びチーム役員等（18,200人/8,000人）
- ・ 国際競技連盟（2,900人/1,200人）
- ・ オリンピック・パラリンピックファミリー、要人（調整中）
- ・ 放送サービス（20,000人/7,500人）
- ・ プレス（5,800人/2,000人）
- ・ マーケティングパートナー（17,100人/調整中）
- ・ 観客（780万人/230万人）
- ・ スタッフ（168,000人/98,000人）

飲食提供に係る基本戦略の概要

3 飲食の提供

○組織委員会の責任において飲食提供を行うエリア

選手村、IBC/MPC、競技会場、練習会場、
ホスピタリティセンター 等

○配慮事項

- 食品安全管理
食品衛生法等の遵守、自主的衛生管理、行政機関との協働、食品防御、飲食提供対象者との相互コミュニケーション、不測の事態に備えた体制
- 栄養管理
スポーツ栄養等に基づくメニュー構成、リラックスできる環境、食習慣への配慮、アレルギー情報の提供、栄養ヘルプデスクの設置、選手がいつでも必要な時に栄養補給できる体制を確保、食材を通じた意図しないドーピングの防止
- 多様性への配慮
食習慣や宗教上の制約に配慮し、多様な選択肢を用意、配慮内容の情報提供
- 暑さ対策
適切な水分補給ができる環境づくり、事前の情報提供、メニューへの配慮

○飲食サービスの基本方向

- 各ステークホルダーの特徴に応じた飲食提供を検討
- 有償提供
放送サービス、プレス、マーケティングパートナー、観客、スタッフ（ボランティア等除く）
飲食の内容と価格のバランス、サービス内容最適化
 - 無償提供
選手及び各国・地域の国内オリンピック委員会 / 各国・地域の国内パラリンピック委員会、国際競技連盟、オリンピックファミリー・パラリンピックファミリー及び要人、ボランティア等
必要なレベルのサービスを予算の範囲内で実現

○パラリンピアンに対する配慮事項

- 設備・備品の配置といったハード面のアクセシビリティ
- 運営の工夫による利便性や負担軽減
- 飲食提供担当スタッフの人的サポートについての意識向上

飲食提供に係る基本戦略の概要

4 持続可能性への配慮

○基本的な考え方

- 「持続可能性に配慮した運営計画」に則した運営
- 費用対効果及び実行可能性を考え、優先順位をつけながら実効性の高い運営

○持続可能性に配慮した運営上の取組

- 「持続可能性に配慮した調達コード」に合致した食材の調達
- 食品廃棄物抑制の重要性についての意識啓発
- 料理の給仕量を調節するポーションコントロール等の食品廃棄物の発生抑制
- 飲食提供の形態（運営特性）や実行可能性も十分に考慮したうえで、可能な限りリユース食器を利用
- リユース食器が利用できない場合、資源化が可能な素材の使用等、リユースに相当するような持続可能性への取組の追求

5 将来につなげていく取組

○日本の食文化の発信・継承

- 日本の「食」の特徴を活かした提供
食材や調理を工夫しながら大会各場面で提供し、日本食の特徴や魅力を知ってもらう
- おもてなしの雰囲気
リラックスして飲食できる空間を提供
- 地域性豊かな食文化
地域特産物の活用
- 新しい技術や優れた品質等の発信

○国産食材の活用（地産地消等）

- 予算の範囲内で国産食材を優先的に活用

○飲食による復興支援

- 被災地食材を活用したメニューを提供、高品質の食材を生産できるまでに復興した被災地域の姿を発信
- 被災地食材の安全性の適切な情報発信

○飲食提供の取組の他の関連分野への波及

- 大会の飲食提供を通じ、東京や日本全体で、食文化の多様性への配慮がより一層進むことを期待
- 将来を担う世代へのプラスの波及効果を期待

6 関係者との連携等

○飲食提供事業者、マーケティングパートナー、行政機関等との連携

○エンゲージメントの推進

○ 持続可能性に配慮した農産物の調達基準（概要）

《農産物》

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。



(要件①～③を満たすことを示す方法)

- ア **JGAP Advance**、
GLOBAL G.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム
- イ **「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」**
に準拠したGAPに基づき生
産され、都道府県等公的機関
による第三者の確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わっ
て生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機
関や各国政府により認定された伝統的な農
業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な
機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

○ 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準（概要）

《畜産物》

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

- ア JGAP、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者による確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物	・エコフィードを用いて生産された畜産物	・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
・農場HACCPの下で生産された畜産物	・放牧畜産実践農場で生産された畜産物	

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
 組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工
(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

○ 持続可能性に配慮した水産物の調達基準（概要）

《水産物》

<要件>

- ① 漁獲又は生産が、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ② 【天然水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ 【養殖水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
 組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(要件①～④を満たすことを示す方法)

- ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したも
 のとして組織委員会が認める認証
 スキーム
- イ 資源管理に関する計画であって、
 行政機関による確認を受けたもの
 に基づいて行われている漁業かつ
 要件④について確認
- ウ 漁場環境の維持・改善に関する計
 画であって、行政機関による確認を
 受けたものにより管理されている養
 殖かつ要件④について確認
- エ 認証取得を目指した改善計画に
 よるものを含め、要件①～④を
 満たすことを確認

<国産を優先的に選択>

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多
 面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である水産物が本
 基準を満たすものを、可能な限り
 優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)